

議案第 11 号

墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 12 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例（平成 25 年墨田区条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「他の条例」の次に「（以下「法令等」という。）」を加える。

第 7 条に次の 8 項を加える。

- 2 区長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 3 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から 5 日以内に、区長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 4 区長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第 1 項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 5 区長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第 1 項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の 3 日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 6 第 4 項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 7 区長は、第 1 項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他墨田

区規則で定める方法により、その旨を公表しなければならない。

8 前項の標識は、第1項の規定による命令に係る老朽建物等に設置することができる。この場合においては、当該老朽建物等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

9 第1項の規定による命令については、墨田区行政手続条例（平成7年墨田区条例第26号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

第8条中「前条」を「前条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条第1号中「第14条第2項」を「第13条第2項若しくは第22条第2項」に改め、同条第3号中「第7条」を「第7条第1項」に、「前条」を「第8条」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（緊急安全措置）

第9条 区長は、災害その他非常の場合において、老朽建物等が著しく危険な状態にあり、かつ、法令等に定める方法により当該危険な状態を回避することが困難であると認めるときは、緊急に安全を確保するために必要最小限の措置を自ら行い、又は第三者にこれを行わせることができる。

2 区長は、前項の措置を行ったときは、当該老朽建物等の所在地及び措置の内容を老朽建物等の所有者等に通知しなければならない。ただし、所有者等を確知することができない場合においては、その旨を公告することをもってこれに代えることができる。

3 区長は、第1項の措置を行ったときは、当該措置に要した費用を所有者等から徴収することができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、空家等の所有者等への勧告を審議会の意見を聴取する処分等に加えるとともに、災害その他非常の場合に危険

な老朽建物等に必要な措置を行うことができるようにする等の必要がある。